



土壌汚染対策法の概要、施行状況と 土壌環境行政の最新動向

令和7年1月21日～2月28日

環境省 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室



1. 土壌汚染対策法の概要
2. 土壌汚染対策法の施行状況
3. 土壌汚染対策法に関する最近のトピックス
4. お知らせ

1. **土壌汚染対策法の概要**
2. 土壌汚染対策法の施行状況
3. 土壌汚染対策法に関する最近のトピックス
4. お知らせ

1-1 土壌汚染対策法の概要

- ・ **法に定める契機が発生**したときに土地の土壌汚染の状態を**調査**し、**汚染がある場合は区域指定**される（要措置区域と形質変更時要届出区域の2種類）。
- ・ **要措置区域**では**汚染の除去等の措置**を実施する。**形質変更時要届出区域**では土地の形質の変更に当たって**事前の届出**を行う。また、それぞれの区域から**汚染土壌を搬出する場合には規制**がかかる。

調査

①有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（第3条）

- 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能
- 一時的に調査の免除を受けた土地で、900㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事の命令を受けて土壌汚染状況調査を行う

②一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）

- 3,000㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では900㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行う
- 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて調査結果を提出可能

③土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

④自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）

①～③においては、土地の所有者等が指定調査機関に調査を行わせ、結果を都道府県知事に報告

土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合

区域の指定等

○要措置区域（第6条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域

- 土地の所有者等は、都道府県知事の指示に係る汚染除去等計画を作成し、汚染の除去等の措置を実施し、報告を行う（第7条）
- 土地の形質の変更の原則禁止（第9条）

○形質変更時要届出区域（第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）

汚染の除去が行われた場合には、区域の指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

- 要措置区域及び形質変更時要届出区域内の土壌の搬出の規制（事前届出、計画の変更命令、運搬基準の遵守）
- 汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- 汚染土壌の処理業の許可制度（第22条）

その他

- 指定調査機関の信頼性の向上（指定の更新、技術管理者の設置等）
- 土壌汚染対策基金による助成（汚染原因者が不明・不存在で、費用負担能力が低い場合の汚染の除去等の措置への助成）

- ① 特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置
- ② 人の健康に係る被害の防止に関する措置

これらを定めることによって

国民の健康を保護する

①汚染の状況の把握に関する措置＝調査

- 土壤汚染による健康被害を防止するためには、その前提として、健康被害を生じさせるおそれがある土壤汚染の状況を的確に把握することが必要。
- 汚染の可能性の低い土地も含めたすべての土地を調査することは、法目的に照らして合理的でない
↓
土壤汚染の可能性の高い土地について、調査を行う必要性の大きい一定の契機をとらえて土壤汚染の調査を実施。
- 法令で定めた物質について、一定の調査方法により調査。

②健康被害防止措置 = 対策・拡散防止

(汚染が把握された区域及びその周辺における防止措置)

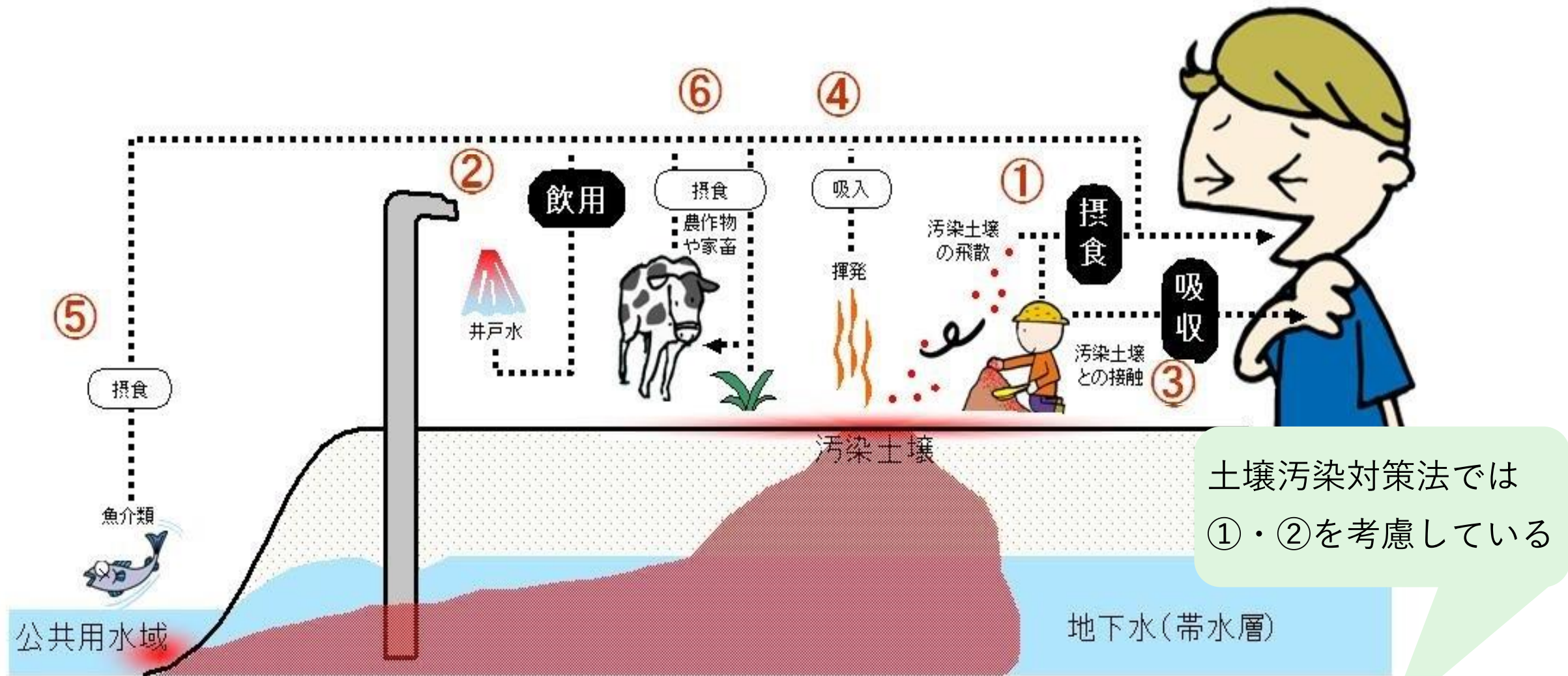
- 基準値を超過した場合に、汚染の程度や健康被害のおそれの有無に応じて、合理的で適切な対策が実施されるよう、環境リスクに応じて区域を分類。
- 要措置区域においては汚染除去等計画の作成を指示。
- 汚染土壌が存在する区域において、形質の変更を行う場合は、環境リスクに応じた施行方法により実施。

(搬出先における防止措置)

- 搬出される汚染土壌の不適正な処理が行われることにより汚染の拡散が起こらないよう、汚染土壌の搬出を規制。

※環境リスク：化学物質に固有の有害性の程度と人への暴露レベルを考慮した、環境を通じて人に悪影響を及ぼす可能性。

1-3 土壌汚染による健康リスクの発生経路



土壌汚染対策法では
①・②を考慮している

- ①汚染土壌の摂食（飛散による土壌粒子の摂食を含む） 直接摂取リスク
- ②汚染土壌から溶出した有害物質により汚染された地下水等の飲用等 地下水等経由の摂取リスク
- ③汚染土壌と接触することによる皮膚からの吸収 直接摂取リスク
- ④汚染土壌から大気へと揮散した有害物質の吸入
- ⑤有害物質を含む土壌粒子の公共用水域への流出→魚介類への蓄積→人の摂食
- ⑥土壌汚染地で成育した農作物、家畜への有害物質の蓄積→人の摂食 農作物等経由の摂取リスク

1-4 法における対策の考え方

- 環境リスク※の管理 ※汚染の有害性 × 暴露量（摂取量）
- 摂取経路の遮断が基本

地下水の飲用等の観点

土壤溶出量基準不適合
かつ
周辺の地下水が飲用に利用されている等の状況にある場合



- ・ 地下水が汚染されていない場合はモニタリングが原則
- ・ 地下水が汚染されている場合は封じ込めが原則

土壤の直接摂取の観点

土壤含有量基準不適合
かつ
その土地が一般の人が立ち入ることができる状態となっている場合



- ・ 盛土が原則
- ※ 乳幼児の砂場等の土地であって土地の形質の変更が頻繁に行われることにより盛土等の効果の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合には土壤汚染の除去が求められる。

土壤汚染対策法においては、通常、**汚染土壤の掘削除去まで求めているものではない**

1-5 土壤汚染対策法に定める特定有害物質の種類

地下水等摂取リスクを考慮した**26**項目（**土壤溶出量基準** mg/L）
直接摂取リスクを考慮した**9**項目（**土壤含有量基準** mg/kg）

第一種特定有害物質 (揮発性有機化合物)

12項目

- ・ クロロエチレン
- ・ 四塩化炭素
- ・ 1,2-ジクロロエタン
- ・ 1,1-ジクロロエチレン
- ・ 1,2-ジクロロエチレン
- ・ 1,3-ジクロロプロペン
- ・ ジクロロメタン
- ・ テトラクロロエチレン
- ・ トリクロロエチレン
- ・ 1,1,1-トリクロロエタン
- ・ 1,1,2-トリクロロエタン
- ・ ベンゼン

第二種特定有害物質 (重金属等)

9項目

- ・ カドミウム及びその化合物
- ・ 六価クロム化合物
- ・ シアン化合物
- ・ 水銀及びその化合物
- ・ セレン及びその化合物
- ・ 鉛及びその化合物
- ・ 砒素及びその化合物
- ・ ふっ素及びその化合物
- ・ ほう素及びその化合物

第三種特定有害物質 (農薬・PCB等)

5項目

- ・ シマジン
- ・ チオベンカルブ
- ・ チウラム
- ・ PCB
- ・ 有機りん化合物

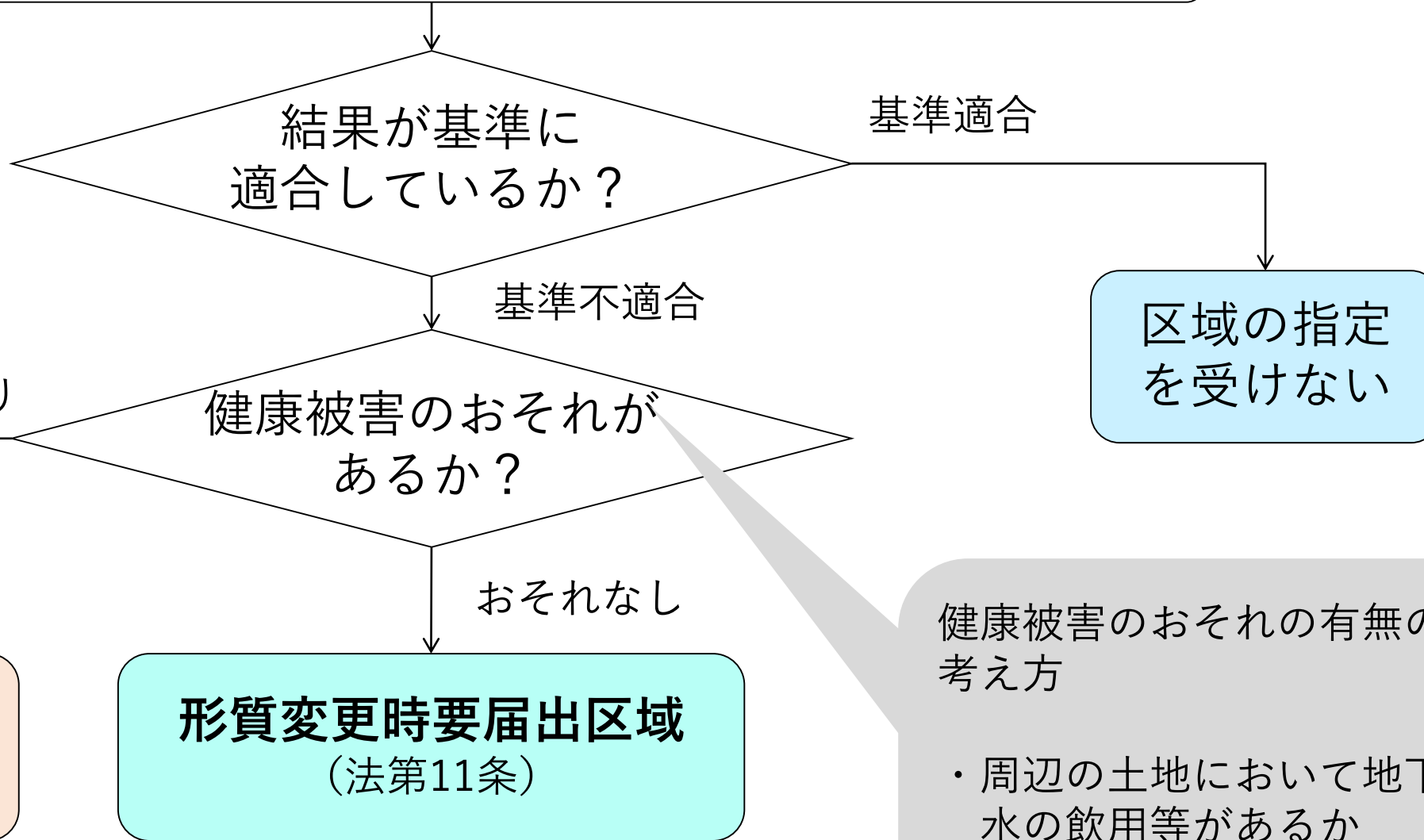
土壤汚染状況を把握する主な契機＝調査のタイミング

- 有害物質使用特定施設の使用を廃止したときの調査義務（法第3条）
- 法第3条第1項ただし書確認を受けた土地における900m²以上の土地の形質の変更時における調査命令（法第3条）
- 3,000m²以上であって土壤汚染のおそれのある土地の形質の変更時における調査命令（法第4条）
- 現に有害物質使用特定施設が設置されている土地、法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場・事業場の敷地における900m²以上の土地の形質の変更時における調査命令（法第4条）
※法第3条第1項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く。
- 土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるときの調査命令（法第5条）
- 自主調査において土壤汚染が判明した場合、土地の所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請（法第14条）

1-7 区域指定の流れ



土壌汚染状況調査結果の行政への報告



健康被害のおそれの有無の考え方

- ・ 周辺の土地において地下水の飲用等があるか
- ・ 一般の人が立ち入ることができるか

土壌汚染の摂取経路があり、**健康被害が生ずるおそれがある**ため、汚染の除去等の措置が必要な区域

土壌汚染の摂取経路がなく、**健康被害が生ずるおそれがない**ため、汚染の除去等の措置が不要な区域 (摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)

1-8 区域指定の分類



<p>要措置区域 (法第6条)</p>	<p>形質変更時要届出区域 (法第11条)</p>
<p>土壤汚染の摂取経路があり、 健康被害が生ずるおそれがあるため、 汚染の除去等の措置が必要な区域</p>	<p>土壤汚染の摂取経路がなく、 健康被害が生ずるおそれがないため、 汚染の除去等の措置が不要な区域 (摂取経路の遮断が行われた区域を含む。)</p>
<ul style="list-style-type: none">• 土地の所有者等は、汚染除去等計画を作成する• 土地の所有者等は、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行う• 土地の形質の変更の原則禁止	<ul style="list-style-type: none">• 土地の形質の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行う

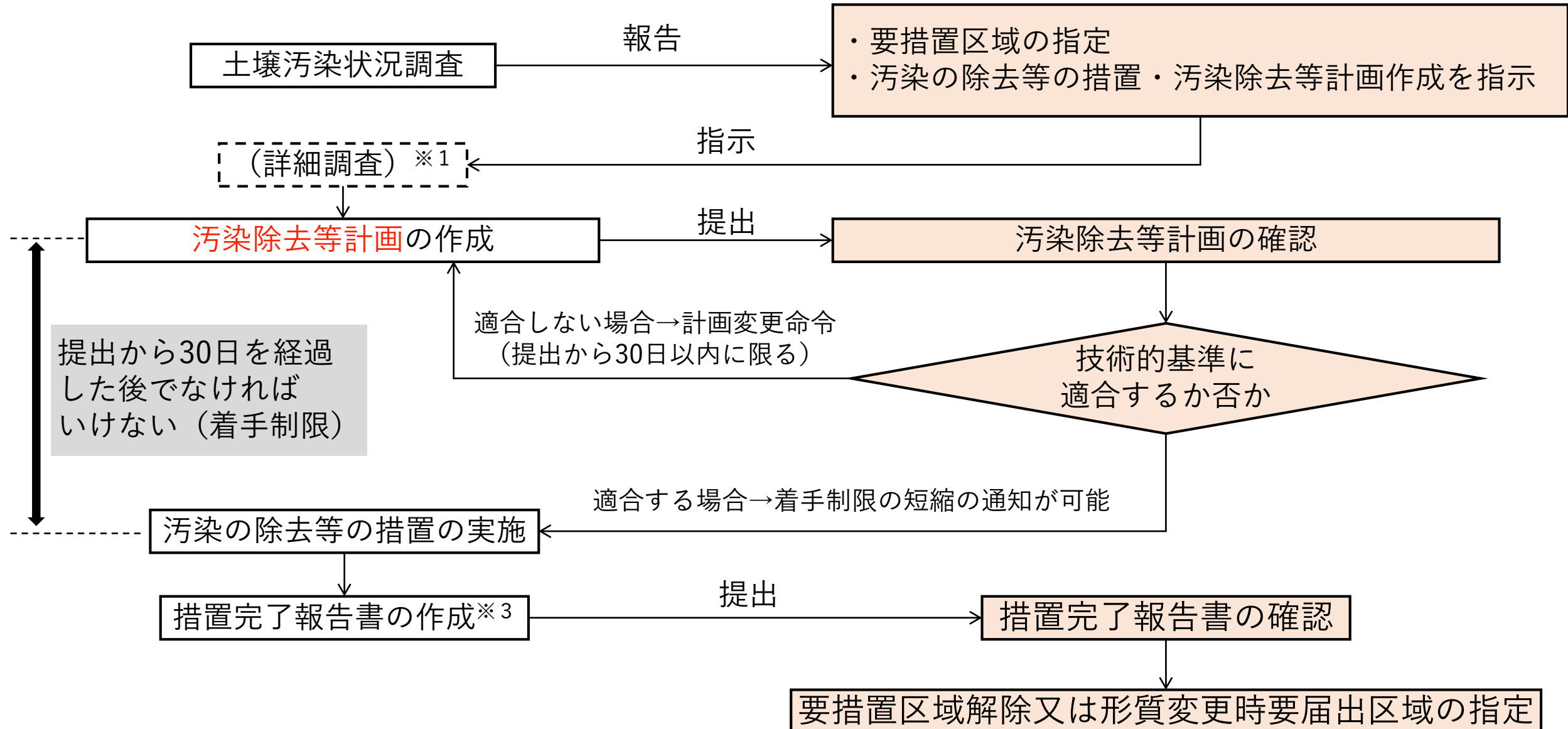
1-9 要措置区域における汚染の除去等の措置①



汚染除去等計画等の提出の手続

< 措置実施者（土地の所有者等） >
 （汚染原因者が別に存在する場合は当該汚染原因者）

< 都道府県知事 >



※1 汚染の拡散を引き起こさないボーリング調査は、要措置区域における土地の形質の変更の禁止の例外
 ※2 軽微な変更（規則第36条の4）については、工事完了報告書又は実施措置完了報告書（下記）により報告する。
 ※3 工事が完了した際には工事完了報告書を、措置が完了した際には実施措置完了報告書を作成・提出する（措置によっては不要の場合あり）。

- **汚染除去等計画の作成等に要した費用の請求（法第8条）**

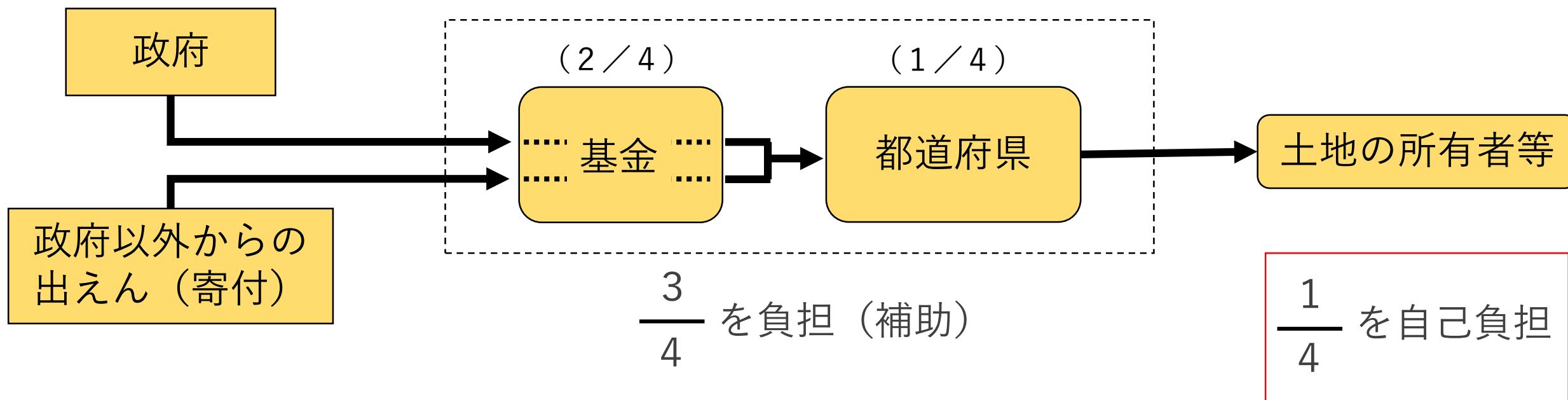
土地の所有者等が汚染原因者に汚染除去等計画の作成等に要した費用を請求する場合、指示措置に要する費用の額の限度において請求できる。

- **土壌汚染対策基金による助成制度（法第45条）**

要措置区域で汚染の除去等の措置を行う者（**助成の条件を満たした場合に限る。**）に自治体が助成を行う場合、その自治体に対し、基金から助成金を交付する。

1-11 基金による助成金の交付

- ◆ 基金は、政府からの補助と民間などからの出えんにより造成され、指定支援法人 公益財団法人日本環境協会において管理されている。



- ◆ 助成の対象は、次の3つの条件を全て満たしていることが必要。

1. 「**要措置区域**」に指定された（又は指定される予定の）土地であること
2. 「**汚染原因者が不明・不存在**」であること

不明：汚染原因者が判明しない場合

不存在：汚染原因者が倒産等により存在しない場合

3. 「**費用負担能力が低い**」こと

<個人の場合>

- ・ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < 2千万円
- ・ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < (対策費用) × 2 ÷ 3 + (2千万円)
- ・ (助成金を受けようとする年の前年の所得の額) < (対策費用) × 2

<事業を行う個人及び法人の場合>

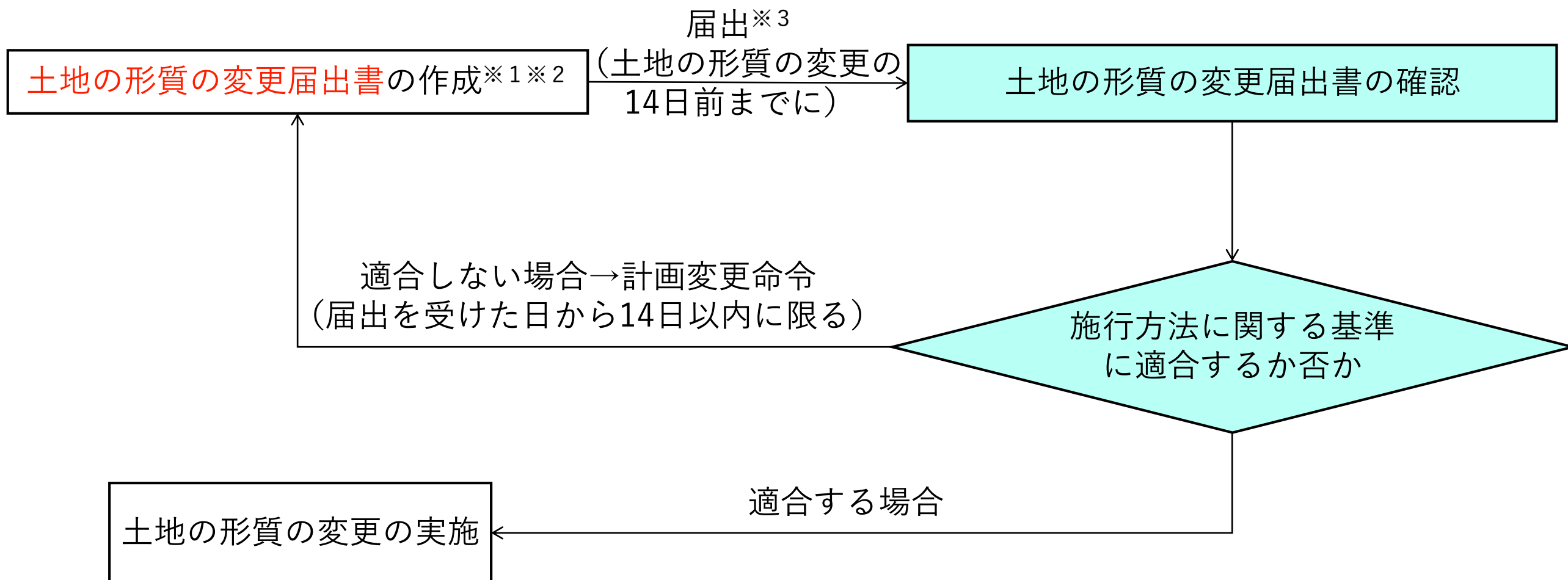
- ・ (助成金を受けようとする事業年度の前事業年度の自己資本、正味財産または元入金) < (3億円)

1-12 形質変更時要届出区域における土地の形質の変更



<土地の形質の変更を行おうとする者>

<都道府県知事>



※1 汚染の拡散を引き起こさないボーリング調査は、届出の対象外。

※2 区域指定の解除を目指す場合には、汚染除去等計画に準じた計画を作成し、土地の形質の変更の届出時に都道府県知事の確認を受けるとともに、工事完了時と措置完了時それぞれの時点で、措置を講じた旨を都道府県知事に報告することが望ましい。

※3 臨海部特例区域においては、土地の形質の変更について事前届出は不要であり、事後届出（1年ごと）を行う。

法第14条申請のメリット

① 自主的なスケジュール管理

⇒ 調査命令など、スケジュール上の不確定要素を排除できる

② 現場での措置の円滑化

③ 調査・措置の正当性の証明、信頼性の確保

など

※法第14条申請については「土壌汚染対策法の自主申請活用の手引き」を作成
（令和2年4月改訂）

手引きでは、申請を行う場合の留意点や申請活用ケースについても記載

<https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

- 要措置区域・形質変更時要届出区域内の土壌の区域外への搬出の規制
(事前届出、計画変更命令)

※認定調査を行い、都道府県知事の認定を受けた土壌は適用除外

- 汚染土壌を運搬する際の基準の遵守
- 汚染土壌の処理業の許可制度及び汚染土壌の処理に関する基準の遵守
- 汚染土壌に関する管理票の交付・保存の義務



汚染土壌の適正処理を確保

1-15 汚染土壌処理施設

要措置区域等から汚染土壌を搬出する場合は、
許可を受けた施設での処理が必要（区域間移動、飛び地間移動を除く）



浄化等処理施設（浄化）



セメント製造施設



埋立処理施設（内陸）



分別等処理施設



自然由来等土壌利用施設
（イメージ）

1-16 指定調査機関の信頼性の確保



- 指定の更新制度の導入（5年ごとにその更新を受けなければ指定は失効）
- 技術管理者の設置、技術管理者による監督義務（技術管理者は環境大臣が行う試験に合格した者）
- 指定調査機関の指定の基準（技術管理者の適正配置）
- 業務規程内容の充実及び帳簿の備付け義務等



指定調査機関の信頼性の向上

「土壌汚染対策法ガイドライン第4編：指定調査機関に関するガイドライン」（令和3年3月改訂）

<https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

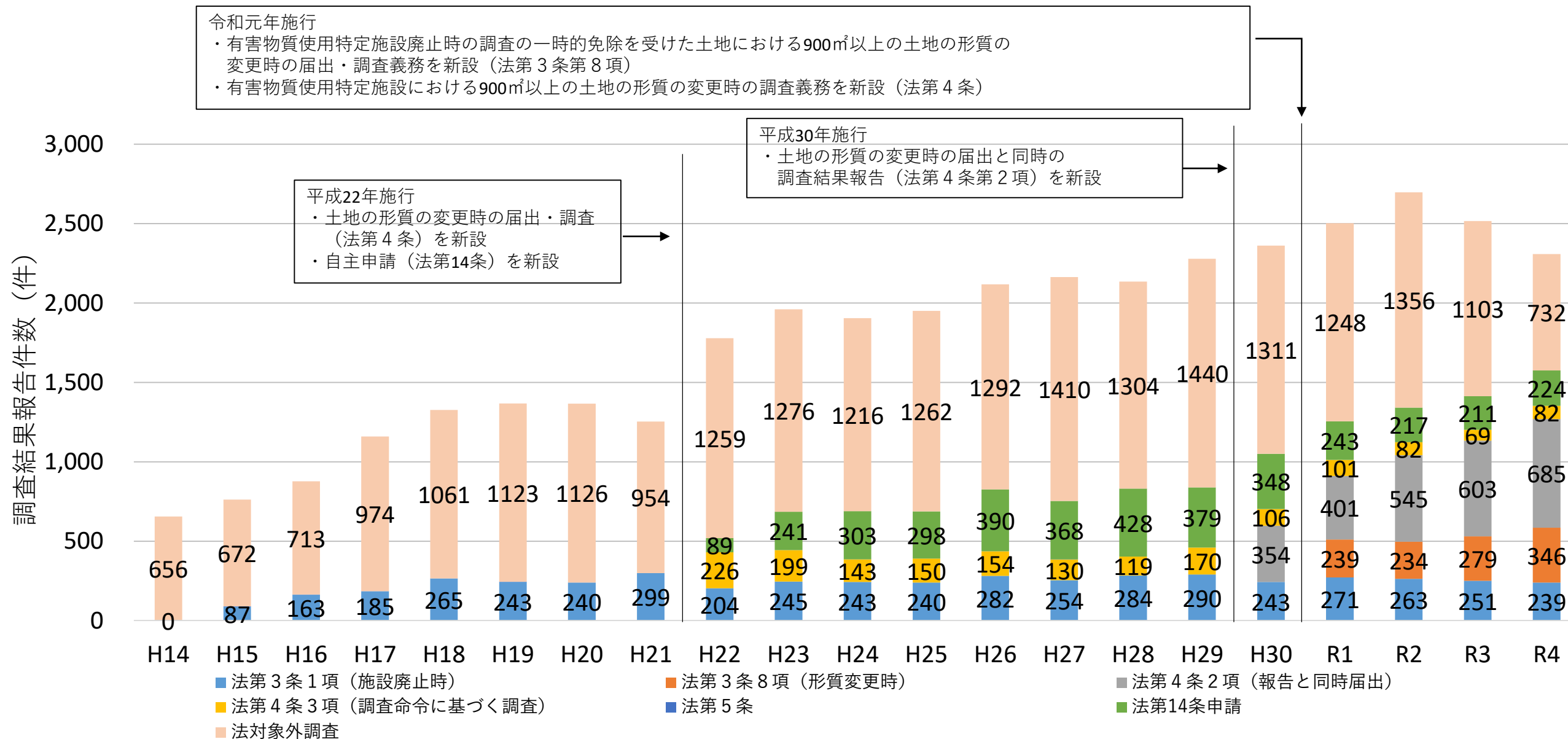
1. 土壤汚染対策法の概要
- 2. 土壤汚染対策法の施行状況**
3. 土壤汚染対策法に関する最近のトピックス
4. お知らせ

2-1 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染の調査



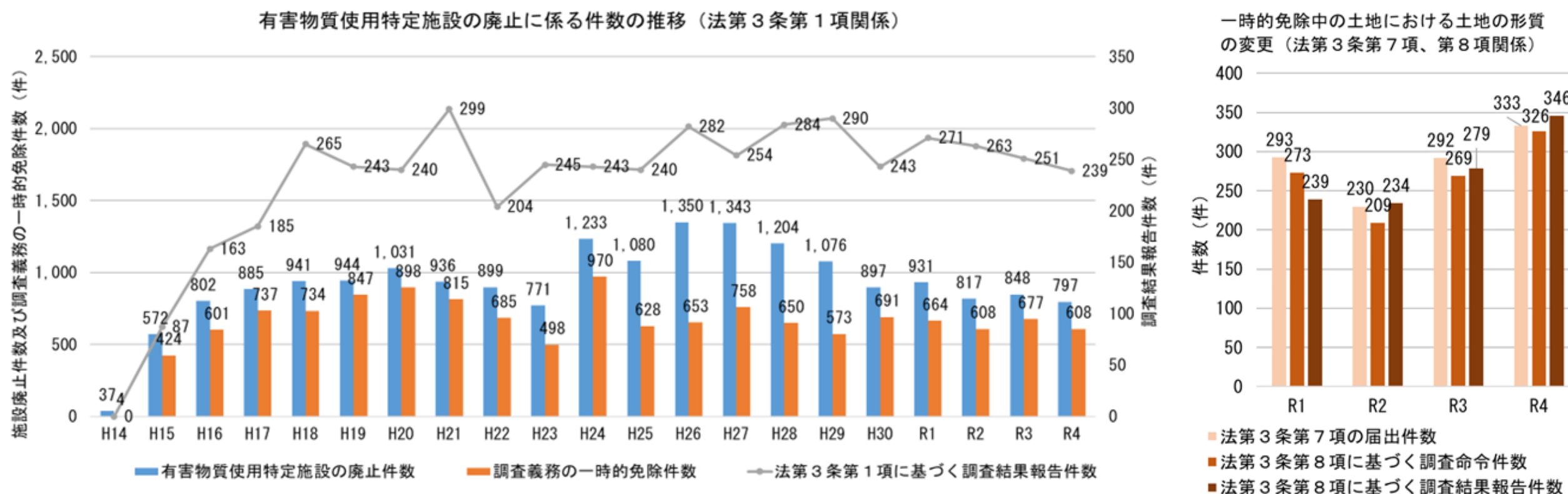
- 平成21年改正（平成22年度施行）以降、**年間の調査結果報告件数が増加**
令和4年度：1,576件、累計：13,960件
（平成21年改正により、形質変更届出と自主調査申請が追加されたため）
- 平成30年度は、**法第4条の調査結果報告件数が大きく増加**

調査件数の推移



2-2 法第3条に基づく調査件数等

- ・ 法第3条第1項に基づく調査結果報告件数は、平成22年以降概ね横ばい
- ・ 有害物質特定施設を廃止した事業場の7割以上が調査義務の一時的免除
- ・ 令和4年度の一時的免除を受けた土地での土地の形質の変更届出は333件

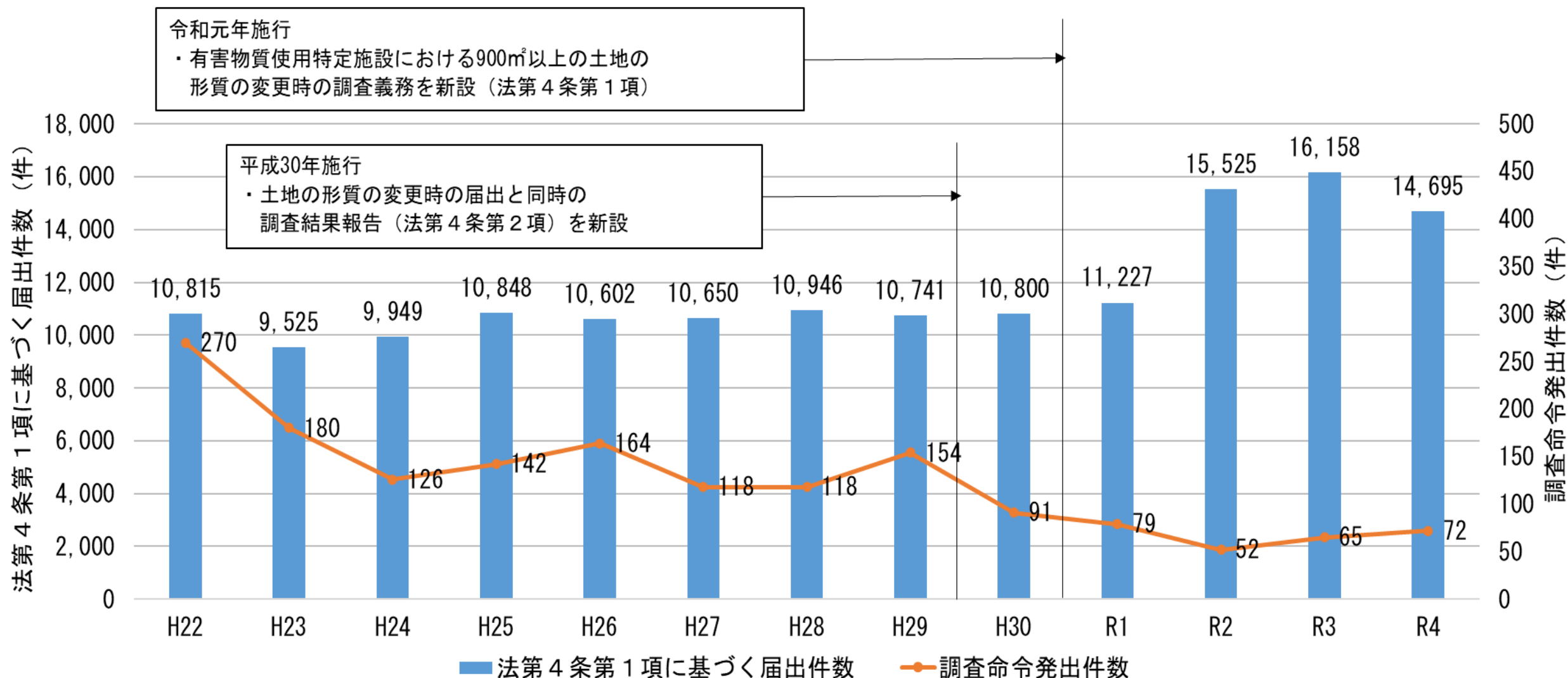


過去に調査義務の一時的免除を受けた土地で
900m²以上の土地の形質の変更を行った事例

2-3 法第4条に基づく調査件数等

- ・届出件数は1万件程度で推移
- ・令和2年から届出件数が増加
- ・調査命令の発出件数は平成30年度以降、減少

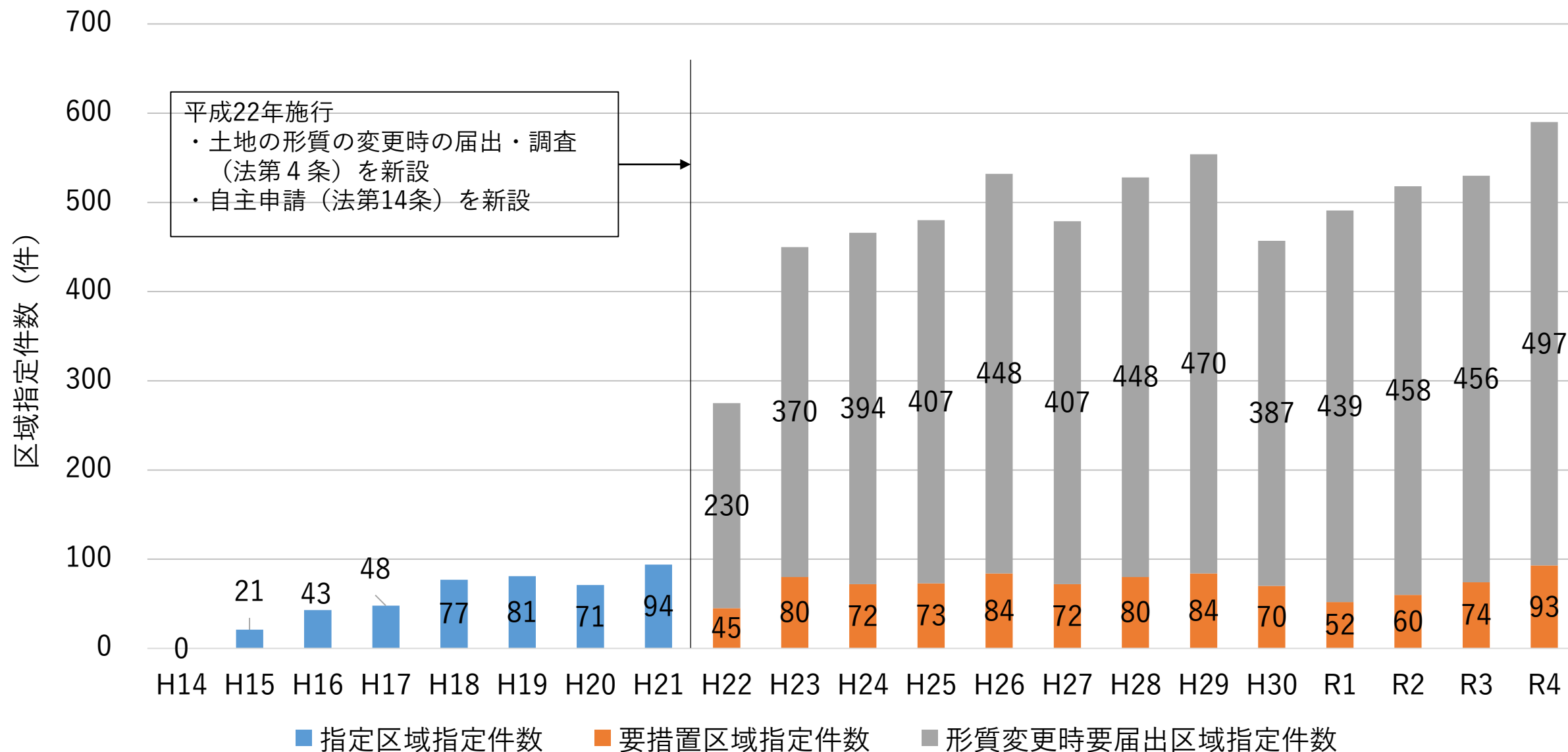
土地の形質の変更に伴う届出等件数（法第4条第1項関係）



2-4 要措置区域等の指定・解除の推移

- 要措置区域等指定件数は、平成21年法改正後に増加
- 平成22年度以降、要措置区域等の指定件数累計は6,350件
 要措置区域：約15%
 形質変更時要届出区域：約85%

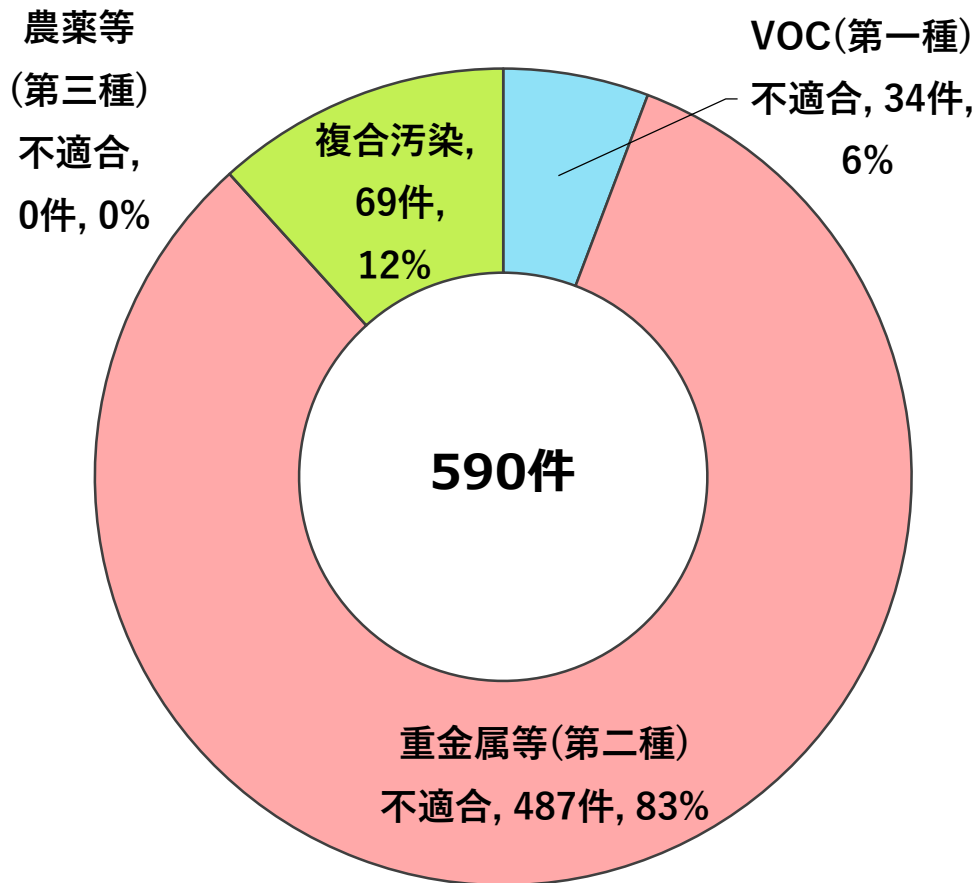
区域指定件数



2-5 区域指定に係る特定有害物質・区域における措置

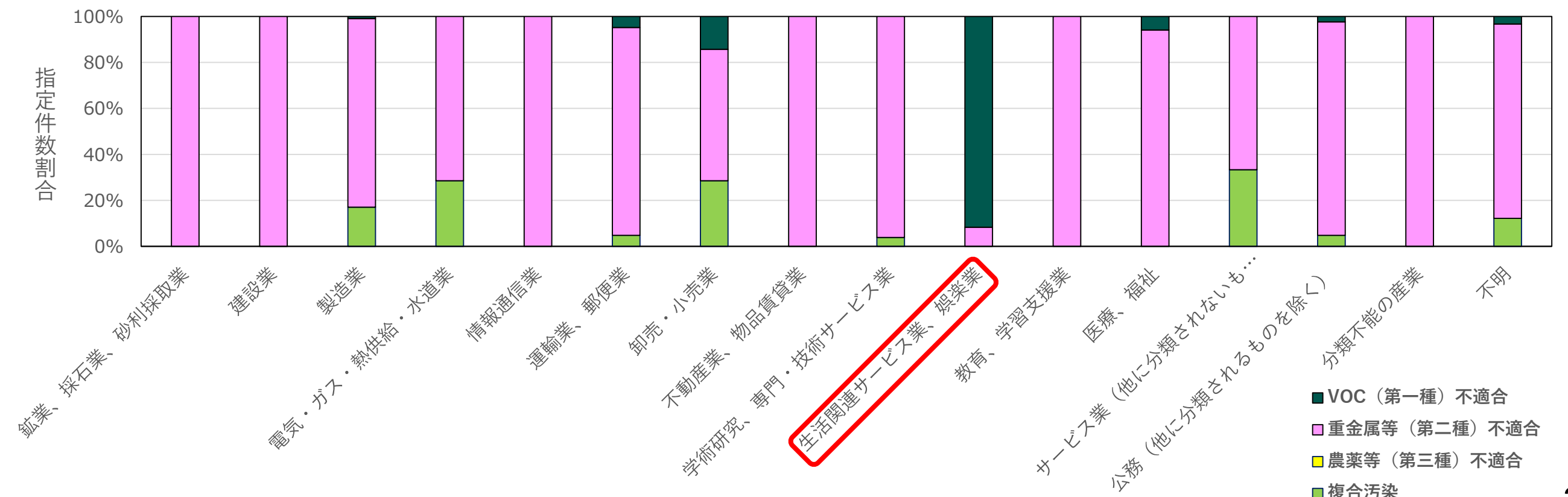
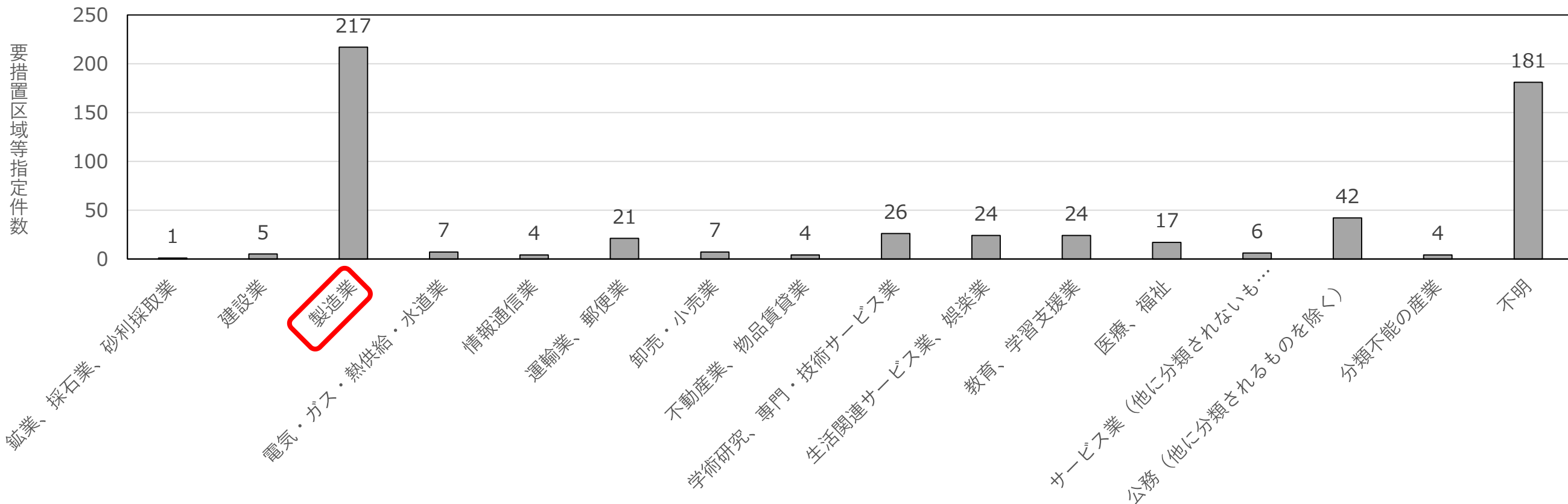
- 令和4年度の区域指定は**重金属等による汚染が83%**と最多
- 複合汚染は12%

区域指定に係る特定有害物質（令和4年度）



実施措置		令和4年度		平成22年度からの累計		
		要措置区域	形質変更時 要届出区域	要措置区域	形質変更時 要届出区域	
地下水等の リスク	地下水の水質の測定	19 (12.4%)	22 (4.5%)	264 (17.2%)	323 (6.4%)	
	原位置封じ込め	1 (0.7%)	1 (0.2%)	13 (0.8%)	11 (0.2%)	
	遮水工封じ込め	0 (0.0%)	1 (0.2%)	5 (0.3%)	10 (0.2%)	
	地下水汚染の拡大の防止	1 (0.7%)	6 (1.2%)	26 (1.7%)	30 (0.6%)	
	遮断工封じ込め	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	2 (0.04%)	
	不溶化	原位置不溶化	0 (0.0%)	1 (0.2%)	10 (0.7%)	6 (0.1%)
		不溶化埋戻し	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (0.4%)
直接 リスク	舗装	2 (1.3%)	25 (5.1%)	27 (1.8%)	240 (4.8%)	
	立入禁止	0 (0.0%)	11 (2.3%)	22 (1.4%)	104 (2.1%)	
	土壌入換え	区域外土壌入換え	0 (0.0%)	4 (0.8%)	5 (0.3%)	53 (1.1%)
		区域内土壌入換え	0 (0.0%)	4 (0.8%)	3 (0.2%)	21 (0.4%)
	盛土	1 (0.7%)	12 (2.5%)	6 (0.4%)	99 (2.0%)	
土壌汚染の除去	掘削除去	116 (75.8%)	389 (80.0%)	969 (63.2%)	3972 (79.0%)	
	原位置浄化	13 (9.5%)	10 (2.1%)	176 (11.5%)	139 (3.0%)	

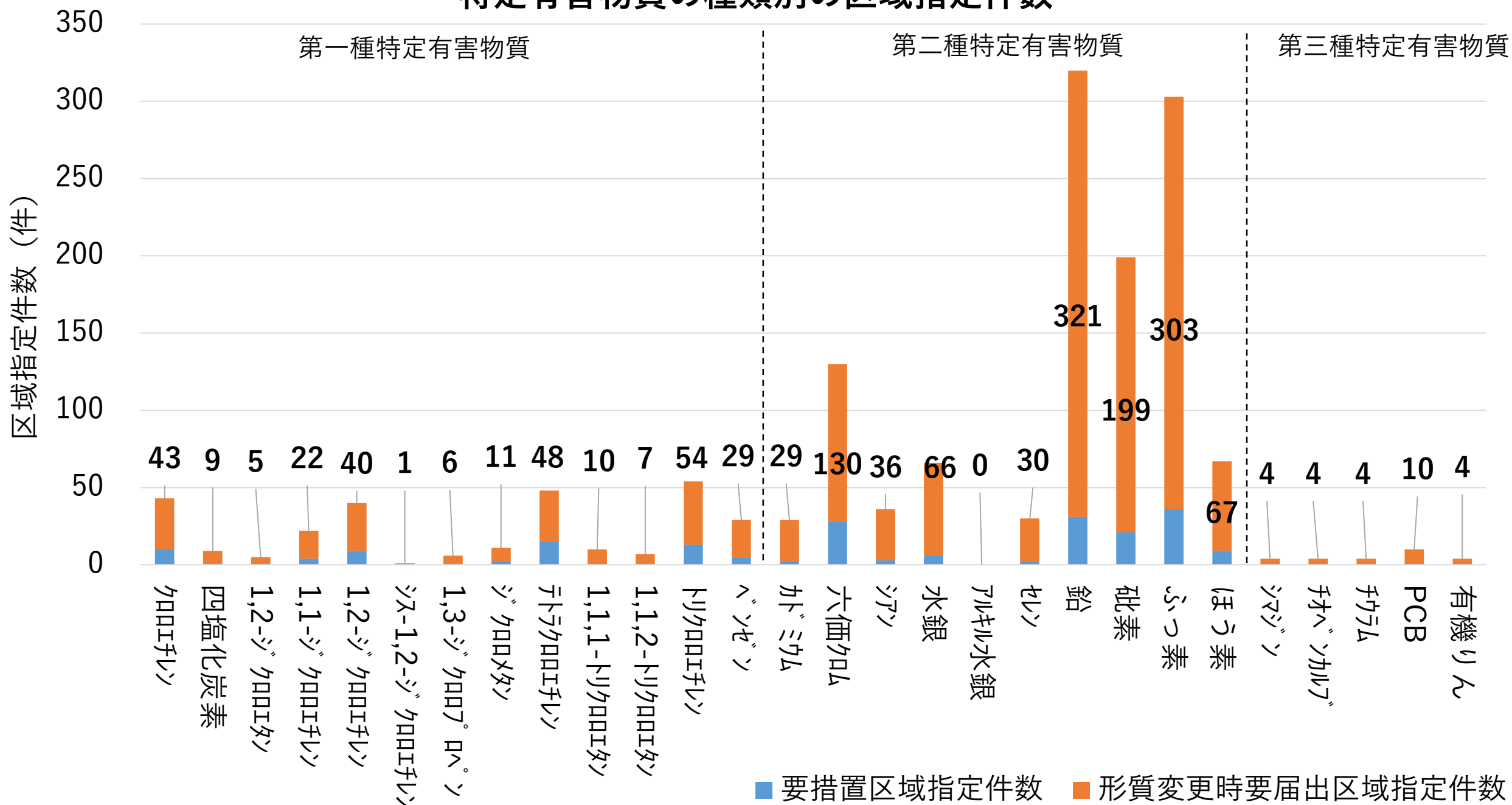
2-6 業種区分別の要措置区域等指定件数（令和4年度）



2-7 基準不適合物質別の要措置区域等指定件数（令和4年度）

- 令和4年度の区域指定の対象となった特定有害物質は、鉛（321件）が最も多く、次いでふっ素（303件）であった。第一種特定有害物質では、トリクロロエチレン（54件）が最も多く、次いでテトラクロロエチレン（48件）であった。第三種特定有害物質では、PCB（10件）が最も多かった。

特定有害物質の種類別の区域指定件数



※グラフ中数字は要措置区域・形質変更時要届出区域の合計

2-8 搬出した汚染土壌の処理

- 要措置区域等から搬出した汚染土壌を処理する場合は、許可を受けた施設での処理が必要

(令和6年9月末時点で117事業場)

- 令和4年度には、汚染土壌285万tが処理施設において処理された

(法対象外の土壌の一次処理量は368万t
汚染土壌と合わせると約653万t)



浄化等処理施設 (57施設)



セメント製造施設 (21施設)



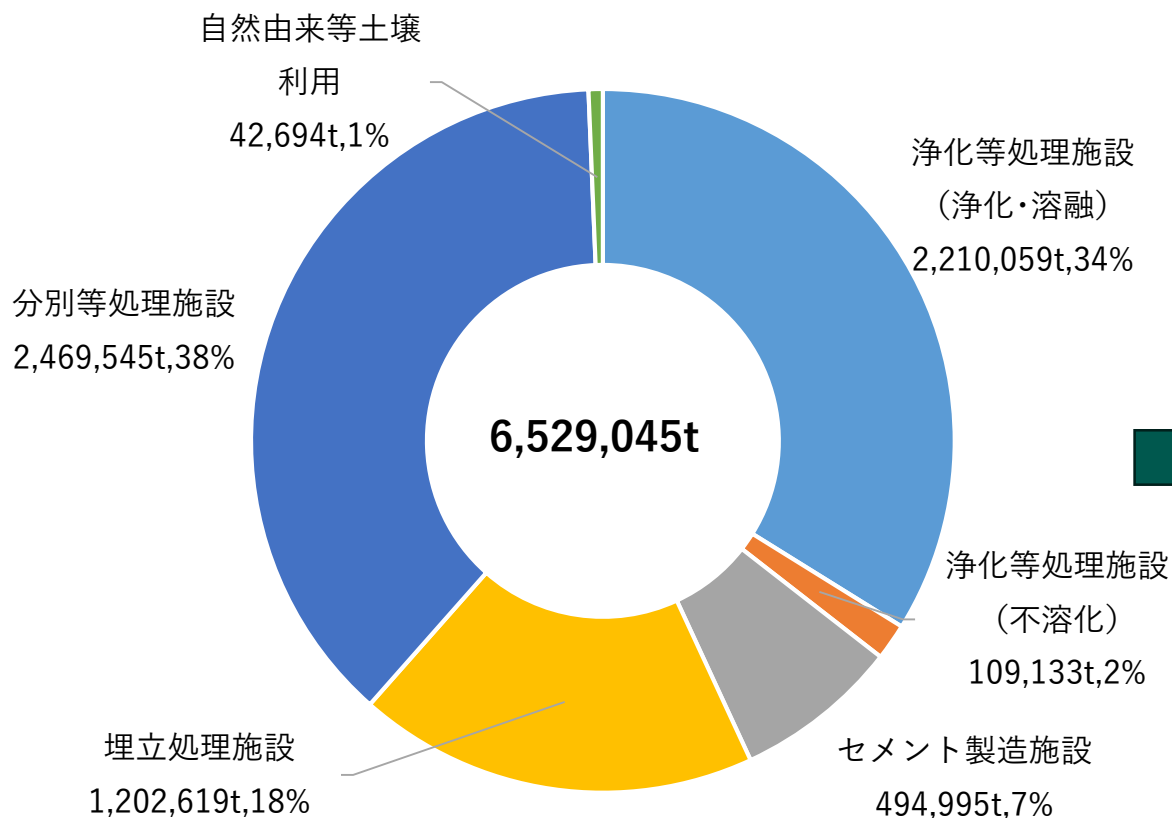
埋立処理施設 (40施設)



分別等処理施設 (46施設)

一次処理(法対象土壌と法対象外土壌)

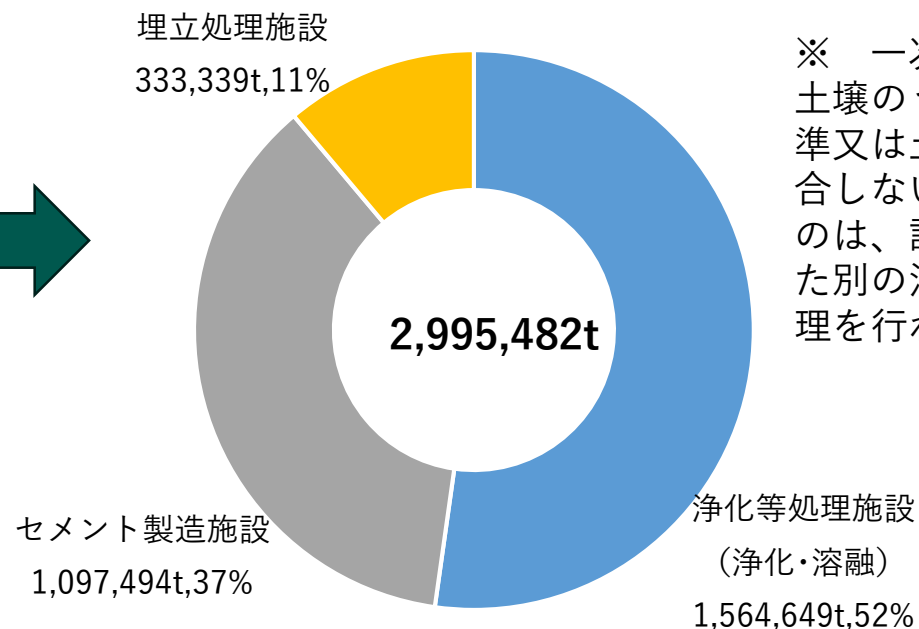
令和4年度



注 ・上記のほか、自然由来等土壌利用施設が2施設。
・1つの事業場が複数の処理施設を保有しているため、それぞれの施設の合計と合致しない。

再処理(法対象土壌と法対象外土壌)

令和4年度



※ 一次処理を行った汚染土壌のうち、土壌溶出量基準又は土壌含有量基準に適合しない汚染状態にあるものは、許可申請書に記載した別の汚染土壌処理で再処理を行わなければならない。

2-9 指定調査機関及び技術管理者の推移

土壌汚染状況調査等を行う者として、一定の技術的能力を有する者を環境大臣
又は都道府県知事が指定。

法に基づく土壌汚染状況調査等は、指定調査機関のみが行うこととしている。

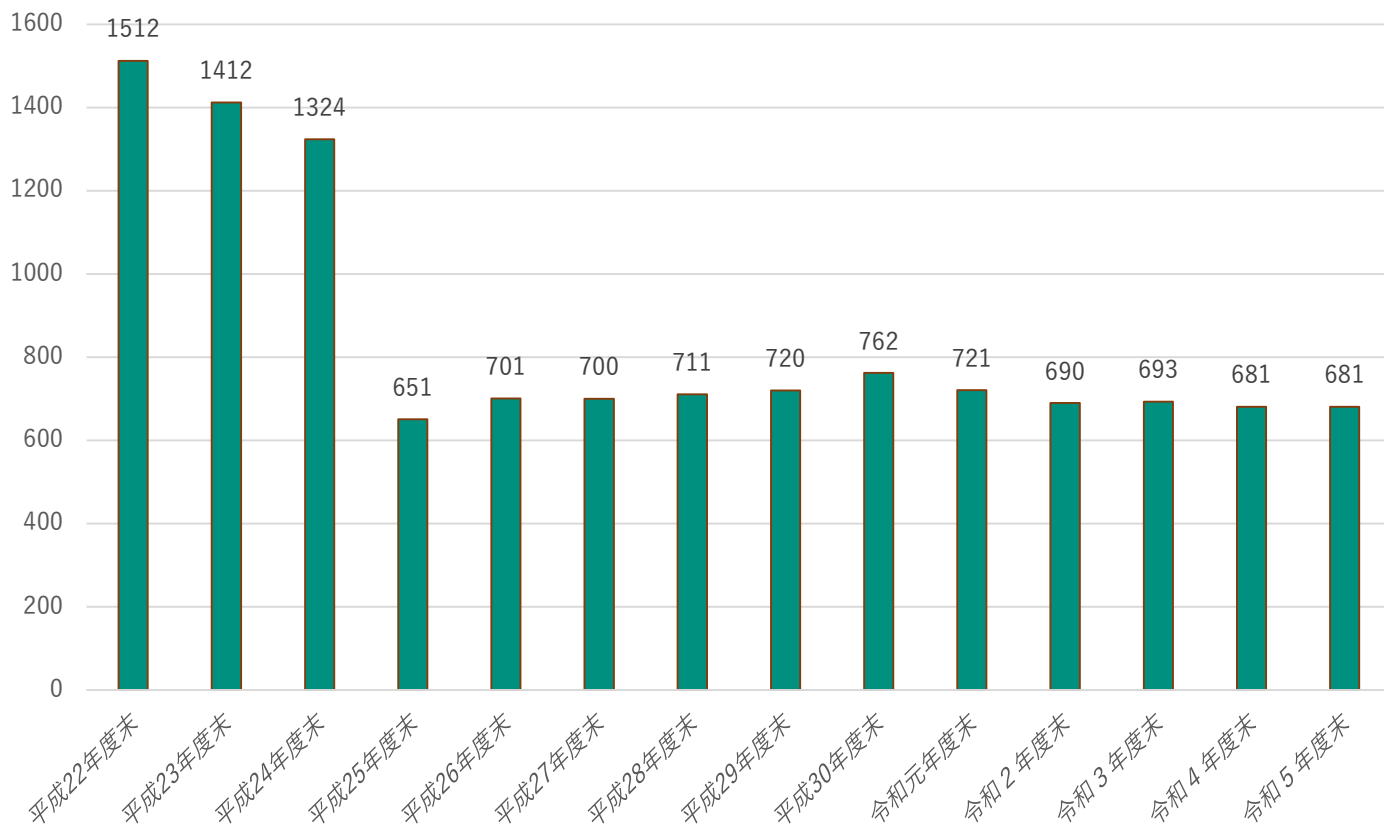
【指定調査機関】

- 指定の更新制度の導入（5年ごとにその更新を受けなければ指定は失効）
- 技術管理者の設置、技術管理者による監督義務
（技術管理者は環境大臣が行う試験に合格した者）
- 指定調査機関の指定の基準（技術管理者の適正配置）
- 業務規程内容の充実及び帳簿の備付け義務

技術管理者試験状況

実施年度	合格者数	合格率
平成22年度	1,055	19.0%
平成23年度	381	10.8%
平成24年度	311	10.2%
平成25年度	324	15.9%
平成26年度	105	7.8%
平成27年度	181	13.7%
平成28年度	125	10.5%
平成29年度	205	19.2%
平成30年度	110	10.6%
令和元年度	56	6.4%
令和2年度	64	8.0%
令和3年度	51	6.4%
令和4年度	113	15.1%
令和5年度	71	10.0%

指定調査機関数

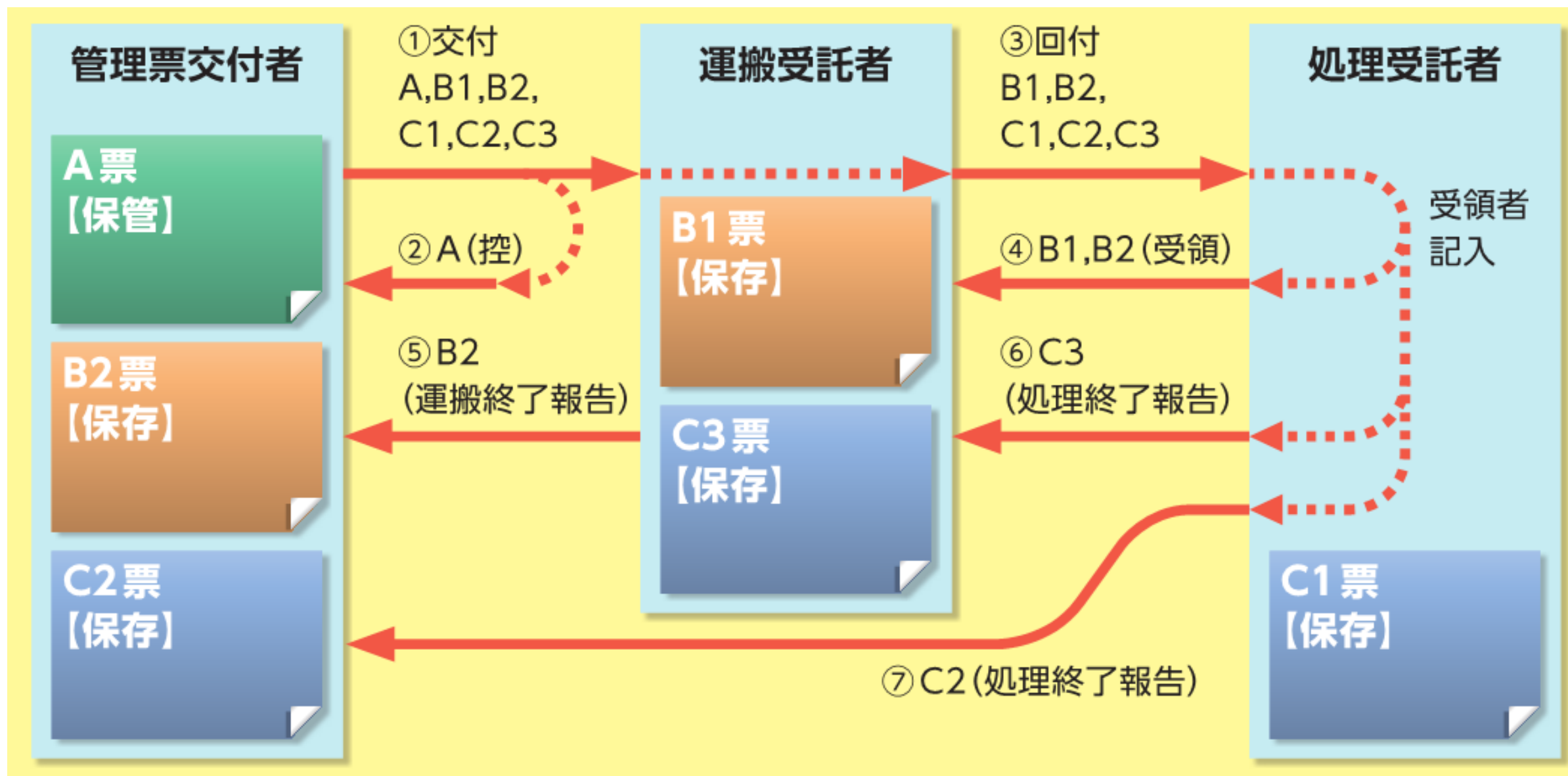


H21 改正法施行以降の指定調査機関数の推移

1. 土壌汚染対策法の概要
2. 土壌汚染対策法の施行状況
3. **土壌汚染対策法に関する最近のトピックス**
4. お知らせ

3-1 汚染土壌の運搬・処理における管理票の概要

- 土壌汚染対策法では、汚染土壌の適正な運搬・処理実施の確認を目的として、汚染土壌を要措置区域等から区域外に搬出する際に、管理票の交付等を行う義務がある。
- 管理票を管理票交付者（搬出者）が交付し、運搬受託者や処理受託者が運搬・処理状況を記載して回付し、それぞれ管理票又はその写しの保存を行わなければならない。



3-2 管理票の電子化に向けた環境省e文書規則の改正

- 個別の法令の規定により民間事業者等が行う書面の保存等の行為を電子的に実施することを可能とする枠組みを整備した法律として、e文書法が制定されている。
- 環境省所管法令については、同法に基づく環境省e文書規則において、当該書面の保存等の行為を規定している各法令の条項を列挙することで、電子的に実施可能な行為を規定している。



電子管理票に関する対応

- 平成30年に土壤汚染対策法の管理票又はその写しについて、保存規定を同規則に追加する改正が施行され、電子データによる保存が可能となった。
- さらに、令和6年に同規則を再び改正[※]し、保存に加えて、交付、回付等の一連の行為を電子管理票（電子データを使用した管理票）で行うことが可能となった。（2月20日公布、4月1日施行）

※同規則第9条、別表第1、別表第2において、土壤汚染対策法における汚染土壌の管理票の交付等に関する各条項を追加。

○e文書法(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律)

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=416AC0000000149>

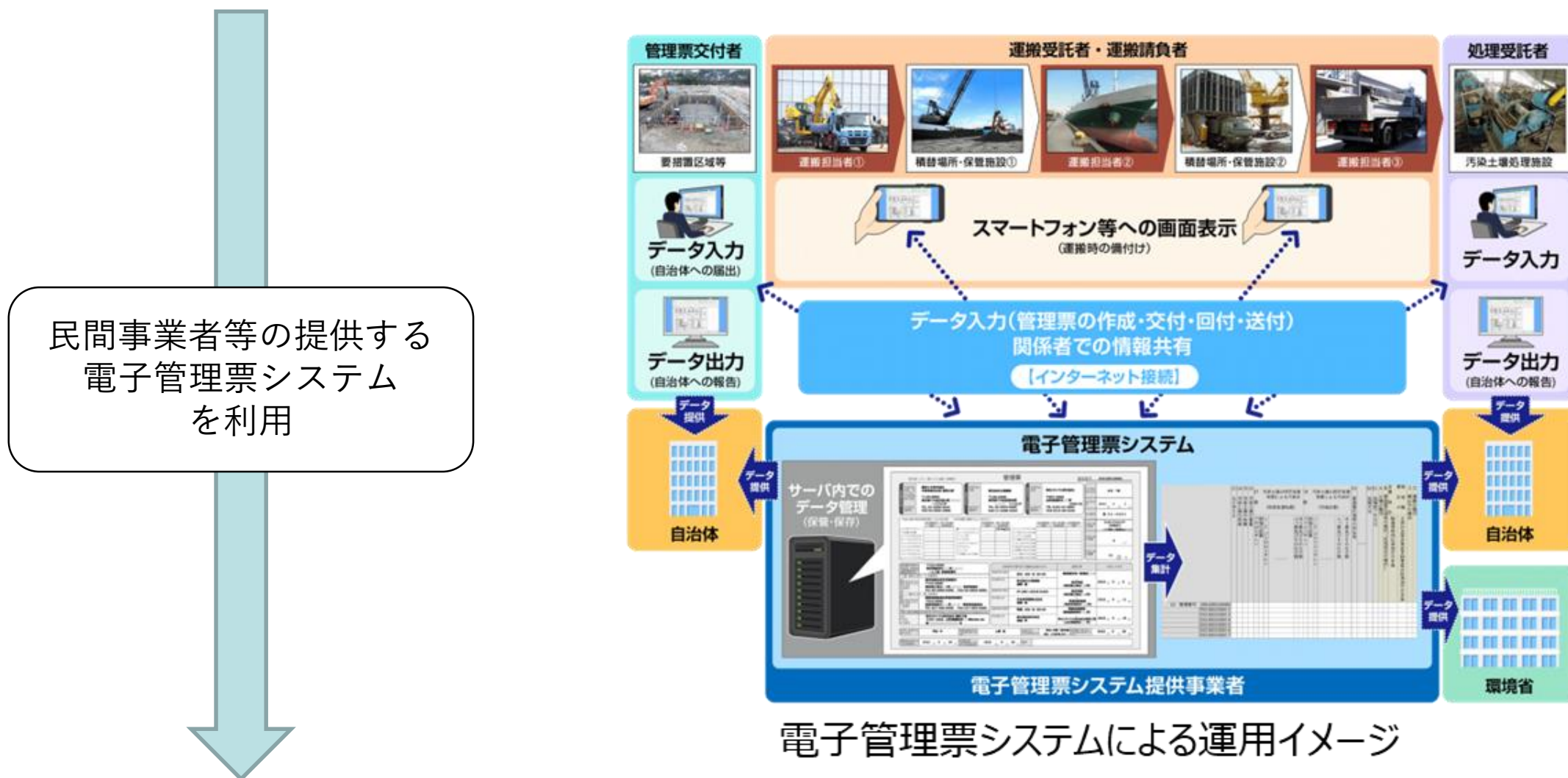
○環境省e文書規則(環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則)

<https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=417M60001000009>

3-3 汚染土壌の運搬・処理における管理票の電子化について

○紙の管理票の問題点の例

- ・ 複写帳票が用いられており、記載、印字の事務負担が大きい
- ・ データの集計や保存に手間がかかるほか、紛失・棄損のリスクがある
- ・ 運搬・処理終了に係る管理票の郵送費等の負担が大きい



○電子化のメリット

- ・ 記録等の作業の効率化
- ・ 紛失防止
- ・ データ管理・利便性向上

3-4 環境省における電子管理票関連情報の公開

- 電子管理票に関する具体的な運用方法等を示すことで、民間事業者等が電子管理票システムを構築・提供する際の留意点等をより分かりやすく説明する目的で、「電子管理票システムに関する手引き」を公開中
- 今後、環境省webページにおいて、管理票交付者等に対する土壌汚染対策法への適合性の確保等の対応状況等に関する情報提供を目的として、「システム提供事業者一覧」を掲載する予定。

※具体的なシステム提供事業者に関する情報は、今後、該当事業者からの依頼等を受けて順次掲載する予定。

システム提供事業者一覧の掲載イメージ

項目		システム番号	01	02
		システム提供事業者名	〇〇株式会社	株式会社△△
		システム名	〇〇システム	△△システム
機能要件の充足可否 ^{※1}	Case1	一般的な運搬	対応	対応
	Case2	積替え・保管がある運搬	対応	未対応
	Case3	飛び地間・区域間移動	対応	対応
	Case4	再処理汚染土壌処理施設への運搬	未対応	未対応
セキュリティ要件の充足可否		不正利用防止に関する項目	有	有
		情報セキュリティに関する項目	有	有
任意拡充機能 ^{※2} の実装状況		管理票交付者向け機能	9/9	5/9
		運搬受託者・処理受託者向け機能	7/9	5/9
		自治体向け機能	3/6	6/6
		推奨データ項目 ^{※3}	1/5	3/5
		その他	有	無

◆ 電子管理票システムに関する手引き

◆ システム提供事業者一覧

<https://www.env.go.jp/water/dojo/ekanrihyou.html>

3-5 土壌汚染対策法の点検・見直し

- 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）が、平成15（2003）年に施行法の目的：土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、**土壌汚染対策の実施**を図り、もって**国民の健康を保護**する。
- その後、
 - ・平成21（2009）年（平成22（2010）年施行）
 - ・平成29（2017）年（平成30（2018）年4月1日から一部、**平成31（2019）年4月1日から全部が施行**）の2回の法改正
- 平成29年改正の主な内容：
 - ・土壌汚染の調査の実施対象となる土地の拡大
 - ・汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設
 - ・特例区域の創設など、リスクに応じた規制の合理化
 - ・土地の形質変更（掘削等）の際の届出・調査手続の迅速化 等

⇒ 平成29年改正法では、**施行後5年を経過**した場合において、その施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、その規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

環境省における対応

- ✓ 法の点検・見直しの開始に備え、令和5年10月から令和6年5月にかけて、**法の施行状況、制度的課題等の把握・整理、課題の解決に必要な見直し事項の検討**を予備的に実施

3-6 点検・見直しに関する基本的考え方・視点

- **土壤汚染に伴う健康リスク管理のための実効的な仕組みを維持**していくことは、今後も必要不可欠。
- このことを大前提に、脱炭素社会の実現、人口減少等への対応といった**新たな社会的課題に対して関係者が対応しやすい「持続可能な土壤汚染対策」**を推進するため、**現行の制度・運用を見直していく**ことが求められている。

現行の制度・運用に関する主な課題

1. 制度や運用の複雑化、関係者の事務・対策負担

- 法施行後から20年の間、その時々で生じた課題に応じ、**各種の特例等を創設**。
⇒**法の適切な施行・遵守のために理解すべき内容が膨大**となり、**運用も複雑化**。
- 地方自治体や事業者が**恒常的に十分な専門性を有する人員を配置することが困難**（※）。
※土対法の業務は特定の調査契機に伴い生じるため、恒常的に生じるものではない。
- 法施行に伴う**業務負担が、土壤汚染の状況や健康リスクの程度に関わらず土地の所有者等、行政側の双方に発生**。

2. 土壤汚染状況に関する情報の把握、承継、散逸等

- **土壤汚染状況に関する情報が、企業の統廃合等によって散逸**。地歴調査を円滑に行うことが**年々困難**に。
- **地方自治体も、デジタル化が進んでいない等により、事務負担の観点から現状に加えて大きな役割を担うことは困難**。
- 人口減少社会の本格的な到来等により**加速する懸念**

3. 法に位置付けられた関係事業者の質の確保等

- **汚染土壤処理施設における汚染土壤の適正な取扱いの確保**や運搬・処理における**透明性の向上**（電子管理票等）
- 制度の複雑化等もあいまって**最新の制度や運用を十分に理解していない技術管理者の業務の品質の確保等**

点検・見直しに関する基本的考え方・視点

1. 制度・運用の合理化・分かりやすさの改善

- **環境・経済・社会に対するネガティブな要素をできる限り取り除く**ことを目指すべき。
 - ・健康リスクによらず一律的に生じている関係者の**事務等の負担**
 - ・土地の利活用や事業活動における**不透明性**
 - ・**本来は不要な掘削除去等の措置**の選択
- **適切で合理的な土壤汚染に係る健康リスクの管理**を図る。
- **複雑化した現行の制度・運用を合理化し、関係者にとって分かりやすいものに転換**する。
⇒特例措置を含めた新たな制度・運用の創設は可能な限り控える。
⇒制度や運用の重要事項等に関する関係者の理解を促す。

2. 土壤汚染状況に関する情報の適切な管理、承継等の強化

- 社会的な人口減少の進展等を見据え、過去の土壤汚染状況調査の結果等といった**土壤汚染状況に関する情報の適切な管理、承継等を強化する方策**を検討すべき。

3. 関係事業者の質の持続的な確保等

- 汚染土壤処理施設及び指定調査機関について、**事業の透明性と適切な技術的能力等を持続的に確保するための方策**を検討すべき。

3-7 土壌汚染対策法の点検・見直しの場

- 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会に、新たに土壌汚染対策法に関する今後の土壌汚染対策の在り方及び同法の運用等について調査審議するため、土壌制度小委員会を設置



土壌汚染対策法の施行状況、制度的課題等の把握・整理、課題の解決に必要な見直し事項の検討を実施

土壌制度小委員会

[ホーム](#) > [政策](#) > [審議会・委員会等](#) > [中央環境審議会情報](#) > [水環境・土壌農薬部会](#) > [土壌制度小委員会](#)

・令和6年9月18日 土壌制度小委員会（第1回） [議事次第・配付資料](#)／議事録

[←水環境・土壌農薬部会へ](#)

中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会 土壌制度小委員会
https://www.env.go.jp/council/49wat-doj/yoshi49-21_18.html

1. 土壌汚染対策法の概要
2. 土壌汚染対策法の施行状況
3. 土壌汚染対策法に関する最近のトピックス
4. **お知らせ**

法令関係

- ・ **環境省e文書規則(環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則)の改正**

令和6年4月に環境省e文書規則が改正され、土壤汚染対策法に基づく管理票の作成・交付・備付け・回付・送付・保管・保存といった一連の行為を、電子管理票（電子データを使用した管理票）を用いて運用することが可能となりました。

ガイドライン関係等

- ・ **自然由来等土壌活用パンフレットの公開**

土壤汚染対策法の改正により、一定の要件を満たした汚染土壌を土木構造物の盛土材料などとして活用できるようになったことを案内するパンフレットを令和4年11月に公開しました。

- ・ **汚染土壌の運搬に関するガイドライン、汚染土壌の処理業に関するガイドラインの改訂**

令和6年4月に改訂第4.3版を公開しました。主な変更点は、管理票の電子化が可能になった旨の記載の追加です。

① 土壌環境対策全般

<https://www.env.go.jp/water/dojo.html>

② ガイドライン・マニュアル等

（「土壌汚染対策法ガイドライン」、「自主申請活用の手引き」、「区域内措置優良化ガイドブック」等）

<https://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man.html>

③ パンフレット・説明会等資料

http://www.env.go.jp/water/dojo/pamph_law-scheme.html

④ 法律、政令、省令、告示、通知

<https://www.env.go.jp/water/dojo/law/kaisei2009.html>

※カドミウム・トリクロロエチレンの基準見直しに関する通知については、
上記④に掲載

参考情報（告示①）



	文書名・発出日・文書番号	概要
1	<p>土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件 （平成15年3月6日環境省告示第16号 最終改正 令和2年3月30日環境省告示第35号）</p>	<p>施行規則第6条第2項第1号に規定する土壌中の気体又は地下水の採取の方法及び同項第2号に規定する気体に含まれる試料採取等対象物質の量の測定の方法</p>
2	<p>地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件 （平成15年3月6日環境省告示第17号 最終改正 令和2年4月2日環境省告示第45号（令和3年4月1日施行））</p>	<p>施行規則第6条第2項第2号の環境大臣が定める地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法</p>
3	<p>土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件 （平成15年3月6日環境省告示第18号 最終改正 令和2年4月2日環境省告示第46号（令和3年4月1日施行））</p>	<p>施行規則第6条第3項第4号の環境大臣が定める土壌溶出量調査に係る測定方法</p>
4	<p>土壌含有量調査に係る測定方法を定める件 （平成15年3月6日環境省告示第19号 最終改正 令和2年3月30日環境省告示第35号）</p>	<p>施行規則第6条第4項第2号の環境大臣が定める土壌含有量調査に係る測定方法</p>
5	<p>負担能力に関する基準を定める件 （平成16年1月30日環境省告示第4号 最終改正 平成31年1月30日環境省告示第9号）</p>	<p>施行令第8条第1項の環境大臣が定める負担能力に関する基準</p>
6	<p>汚水が地下に浸透することを防止するための措置を定める件 （平成22年3月29日環境省告示第24号 改正 平成31年1月30日環境省告示第15号）</p>	<p>汚染土壌処理業に関する省令第4条第1号ルの環境大臣が定める汚水が地下に浸透することを防止するための措置</p>
7	<p>大気有害物質の量の測定方法を定める件 （平成22年3月29日環境省告示第25号 改正 平成31年1月30日環境省告示第16号）</p>	<p>汚染土壌処理業に関する省令第4条第1号ヲの環境大臣が定める大気有害物質の量の測定方法</p>

	文書名・発出日・文書番号	概要
8	<p>土壌汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件 （平成23年7月8日環境省告示第54号 改正 平成31年1月30日環境省告示第14号）</p>	<p>施行規則第53条第1号口の環境大臣が定める同令第58条第5項第12号に該当する区域内の帯水層に接する土地の形質の変更の施行方法の基準</p>
9	<p>土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準を定める件 （平成31年1月29日環境省告示第5号） ※要措置区域内における土地の形質の変更の禁止の例外となる行為の施行方法の基準を定める件（平成23年環境省告示第53号）は廃止</p>	<p>施行規則第40条第2項第1号の環境大臣が定める土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土壌が要措置区域内の帯水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準</p>
10	<p>要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件 （平成31年1月29日環境省告示第6号）</p>	<p>施行規則第40条第2項第3号の環境大臣が定める要措置区域外から搬入された土壌を使用する場合における当該土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法</p>
11	<p>自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置を定める件 （平成31年1月29日環境省告示第7号 改正 令和3年3月26日環境省告示第21号）</p>	<p>汚染土壌処理業に関する省令第4条第1号トの環境大臣が定める自然由来等土壌構造物利用施設に係る事業場からの自然由来等土壌に含まれる特定有害物質を含む液体の地下への浸透による新たな地下水汚染を防止するための措置</p>
12	<p>浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法を定める件 （平成31年1月29日環境省告示第8号）</p>	<p>汚染土壌処理業に関する省令第5条第22号イの環境大臣が定める浄化等処理施設において浄化又は溶融が行われた汚染土壌の特定有害物質による汚染状態の調査方法</p>

	文書名・発出日・文書番号	概要
1	<p>土壤汚染対策法第3条第8項の土壤汚染状況調査及びその結果の報告の命令に係る聴聞又は弁明の機会の付与について （令和2年11月25日付け環水大土発第2011251号）</p>	<p>法第3条第8項の命令の発出に係る行政手続法第13条第1項の聴聞又は弁明の機会の付与の取扱い</p>
2	<p>土壤の汚染に係る環境基準の見直し及び土壤汚染対策法の特定有害物質の基準の見直しに伴う土壤汚染対策法の運用等について （令和2年9月29日付け環水大土発第2009292号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・カドミウム及びトリクロロエチレンに係る土壤環境基準の見直し ・カドミウム等に係る法の特定有害物質の基準の見直し等に伴う法の制度運用等
3	<p>土壤汚染対策法における汚染の除去等の措置の完了条件及び要措置区域等内の土地の土壤を土壤汚染対策法の対象から外すための認定について （令和元年12月5日付け環水大土発第1912051号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成31年4月1日（以下、施行日）より前に改正法による改正前の法第7条第1項の規定による指示を受けた者が地下水の水質の測定の措置を講じている場合の措置の完了条件 ・施行日より前に区域指定された要措置区域等に施行日以降に搬入された土壤の認定
4	<p>土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について （平成31年3月1日付け環水大土発第1903015号 最終改正 令和4年3月24日付け環水大土発第2202212号）</p>	<p>平成29年改正法の全面施行に伴う施行通知</p>
5	<p>土壤の汚染に係る環境基準の見直し及び土壤汚染対策法の特定有害物質の見直し等に伴う土壤汚染対策法の運用について （平成31年3月1日付け環水大土発第1903016号）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1,2-ジクロロエチレンに係る土壤環境基準の設定 ・1,2-ジクロロエチレンに係る法の特定有害物質の見直し等に伴う法の制度運用等

参考情報（通知②）



	文書名・発出日・文書番号	概要
6	汚染土壌の運搬に関する基準等について (平成31年3月1日付け環水大土発第1903017号)	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌の運搬に関する基準 ・運搬に関する基準に違反した場合の措置命令
7	汚染土壌処理業の許可及び汚染土壌の処理に関する基準について (平成31年3月1日付け環水大土発第1903018号 最終改正 令和4年3月24日付け環水大土発第2203241号)	<ul style="list-style-type: none"> ・汚染土壌処理業の許可 ・汚染土壌の処理に関する基準 ・汚染土壌処理業の譲渡及び譲受、合併及び分割並びに相続の承認
8	自然由来による土壌汚染に係る法第4条第3項の調査命令発動要件について (平成31年3月1日付け環水大土発第1903019号)	<ul style="list-style-type: none"> ・自然由来による土壌汚染に係る法第4条第3項の調査命令発出に係る施行規則第26条第5号の該当性判断
9	土壌汚染状況調査における地歴調査について (令和4年8月31日付け環水大土発第2208311号)	法第3条、第4条、及び第5条の地歴調査チェックリスト
10	土壌の汚染に係る環境基準の追加及び地下水の水質汚濁に係る環境基準における項目名の変更並びに土壌汚染対策法の特定有害物質の追加等に伴う土壌汚染対策法の運用について (平成28年4月15日付け環水大土発第1604151号)	<ul style="list-style-type: none"> ・クロエチレン及び1,4-ジオキサンに係る土壌環境基準の設定並びに塩化ビニルモノマーに係る地下水環境基準の項目名の変更 ・クロエチレンの特定有害物質への追加等に伴う法の運用

参考情報（通知③）



	文書名・発出日・文書番号	概要
11	1,1-ジクロロエチレンに係る土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準等の改正に伴う土壤汚染対策法の運用について (平成26年8月1日付け環水大土発第1408011号)	1,1-ジクロロエチレンに関する汚染状態に係る基準等の見直しに伴う法の運用
12	土壤汚染対策法第3条第2項に基づく通知等の運用について (平成24年3月12日付け環水大土発第120312002号)	法第3条第2項に基づく通知及び法第7条第1項に基づく指示の行政処分性
13	土壤汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのない体制の整備について (平成22年11月16日付け環水大土発第101116002号)	土壤汚染状況調査等の公正な実施に当たり、指定調査機関において留意すべき事項
14	土壤汚染対策法第3条第1項の土壤汚染状況調査について (平成15年5月14日付け環水土発第030514001号)	<ul style="list-style-type: none"> ・法第3条第1項に規定する有害物質使用特定施設の考え方 ・有害物質使用特定施設が商業施設の1テナントにより設置されている場合等の調査の方法 ・同一の工場・事業場の敷地として利用されることを理由とする法第3条第1項ただし書の確認 ・一連の工場・事業場の範囲

